特定業務施設の全従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

（２）　特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	前回報告時（令和　年　月）	報告時（令和　年　月）	増減
①新規採用者数	人	人	人
②他の事業所からの転勤者数	人	人	人
③他の事業所への転勤者数及び離職者数	人	人	人
合計（①＋②－③）	人	人	人

※「報告時」の欄は、認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員数を記載すること。

※「②他の事業所からの転勤者数」の欄は、令和８年４月１日以降に認定を受けた場合にあっては、集中地域にある他の事業所からの転勤者数を記載すること。

（３）　新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
合計	人	

※認定の日から前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までの間に増加した従業員の職種を記載すること。

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※令和８年４月１日以降に認定を受けた場合にあっては、他の事業所からの転勤者の職種については、集中地域にある他の事業所からの転勤者の職種を記載すること。

（４）　整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第８条第１項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	認定時（令和　年　月）	報告時（令和　年　月）	増減
集中地域にある事業所の従業員数	人	人	人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	人	人	人

※「報告時」の欄は、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

３　特定業務福利厚生施設等の用途、利用人数及び利用した従業員数又は従業員の児童数

（１）特定業務福利厚生施設の用途、利用した人数及び利用した従業員数

用途	利用した人数	利用した従業員数	備考
	人	人	

※特定業務福利厚生施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第２項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

（２）特定業務児童福祉施設の用途、利用した人数及び利用した従業員の児童数

用途	利用した人数	利用した従業員の児童数	備考
	人	人	

※特定業務児童福祉施設を整備した場合には、地域再生法施行規則第８条第３項各号に掲げる施設のいずれに該当するかを記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、同項各号に掲げる施設ごとに記載すること。

４　特例措置の活用実績

特例措置内容		活用の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証		□有　□無
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）		□有 □特別償却　□税額控除 適用年度：令和　　年度 取得価額：　　千円 □無
	上乗せ措置の適用（注１）	□有　□無
	中古資産に対する適用（注２）	□有　□無

注１）租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の５第１項第１号又は第 42 条の 12 第１項第１号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除の選択適用を受けたものをいう。

注２）租税特別措置法第 10 条の５第１項第２号若しくは第３項第２号又は第 42 条の 12 第１項第２号若しくは第２項第２号の規定により特別償却又は税額控除の選択適用を受けたものをいう。

旧特例措置内容（注）	活用の有無
新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除）	□有　□無

注）令和８年３月 31 日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者のみ活用可能。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。